

ビル火災を受け緊急立入検査を実施します

千葉市消防局では、大阪市北区で発生したビル火災を受け、地階又は3階以上の階に不特定多数の方が利用する店舗等（飲食店や診療所等）が入居し、屋外階段がなく、屋内階段が1カ所しか設けられていないビル等に対して、緊急に立入検査を実施しますので、お知らせします。

1 実施日時

令和3年12月20日（月）～令和4年1月28日（金）

2 実施対象物

消防法施行令第4条の2の2第2号に規定する特定一階段等防火対象物※ 約300棟

※地階又は3階以上の階に不特定多数の方が利用する店舗等（飲食店や診療所等）が入居し、屋外階段がなく、屋内階段が1カ所しか設けられていない防火対象物

3 重点検査項目

（1）避難施設の維持管理状況

避難経路となる階段等に避難の支障となる物品や、火災の延焼拡大の要因となる可燃物等が存置されていないかについて確認するもの。

（2）防火施設の維持管理状況

階段室に炎や煙の侵入を防止する防火戸や防火シャッターが適切に作動するか（ドアストッパー等で開放されたままになっていないか等）について確認するもの。

4 取材について

本立入検査に伴う同行取材を行う予定はありません。